

令和3年度に府内の消費生活センターへ寄せられた
通信販売に関する相談件数は **27,066件**で、
高齢者からの相談全体で最も多くなっています。

インターネット通販を利用する時は**気をつけて!**



注文を確定する前のチェックポイント!

- 普段見ることのない**旧字体**が混じっていないか。
- 不自然な日本語表現がないか。
- 極端な値引き**がないか。
- 販売事業者の連絡先**が記載されているか。
- 支払方法**が複数選べるようになっているか。
(カード払い、銀行振り込み、代引きなど)
- 申し込みたい内容と**最終確認画面**の表示内容は一致しているか。
(コース名、商品価格、支払総額、請求時期など)
- 返品・解約の条件**を確認したか。
- 最終確認画面**のスクリーンショット(画面保存)をしたか。

定期購入、
総額などを
確認!

注文内容の最終確認画面の表示イメージ



アドバイス

怪しい、おかしいと少しでも思ったら、利用しないようにしましょう!

通信販売にはクーリング・オフ制度*はありません!

*クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売などの特定の取引について、消費者がいったん申し込みや契約の締結をした場合でも、一定期間内であれば、無条件で申し込みの撤回や契約の解除ができる制度です。

こんなトラブルが発生しています!



ネット通販でコートを購入したが、商品が届かない。サイトを確認したが、販売業者の連絡先が不明だ。

SNSの広告でブランドのTシャツが安く売っていた。支払方法が代引きしかなく、代引きで受け取ったが、違う商品だった。

ネットで初回限定1,980円の白髪染めシャンプーを購入したところ、後日2回目が届いた。申込内容を確認すると定期購入が条件になっていた。



不安なとき・**おかしい**なと思ったときは?

消費生活相談窓口にご相談ください!

消費者ホットライン

い や や!
188 局番なし

(お住まいの市町村などの消費生活相談窓口をご案内します)

悪質な訪問業者から身を守るために

お断りステッカーを貼りましょう

お断りステッカーを玄関付近の訪問者から見える場所に貼りましょう。悪質な事業者の強引な勧誘をけん制できます。必要な人は、お住まいの市町村または大阪府消費生活センターにお問い合わせください。



問 府消費生活センター
06(6612)7500
FAX 06(6612)0090

シニア向け消費生活情報サイトを開設しました!

高齢者本人をはじめ、ご家族や地域などで高齢者の見守り活動を行う人にも、高齢者に多い消費者トラブルやその対処法などを知っていただけるサイトです。ぜひご活用ください。

HP シニア向け消費生活情報サイト 検索



詳しくはこちら

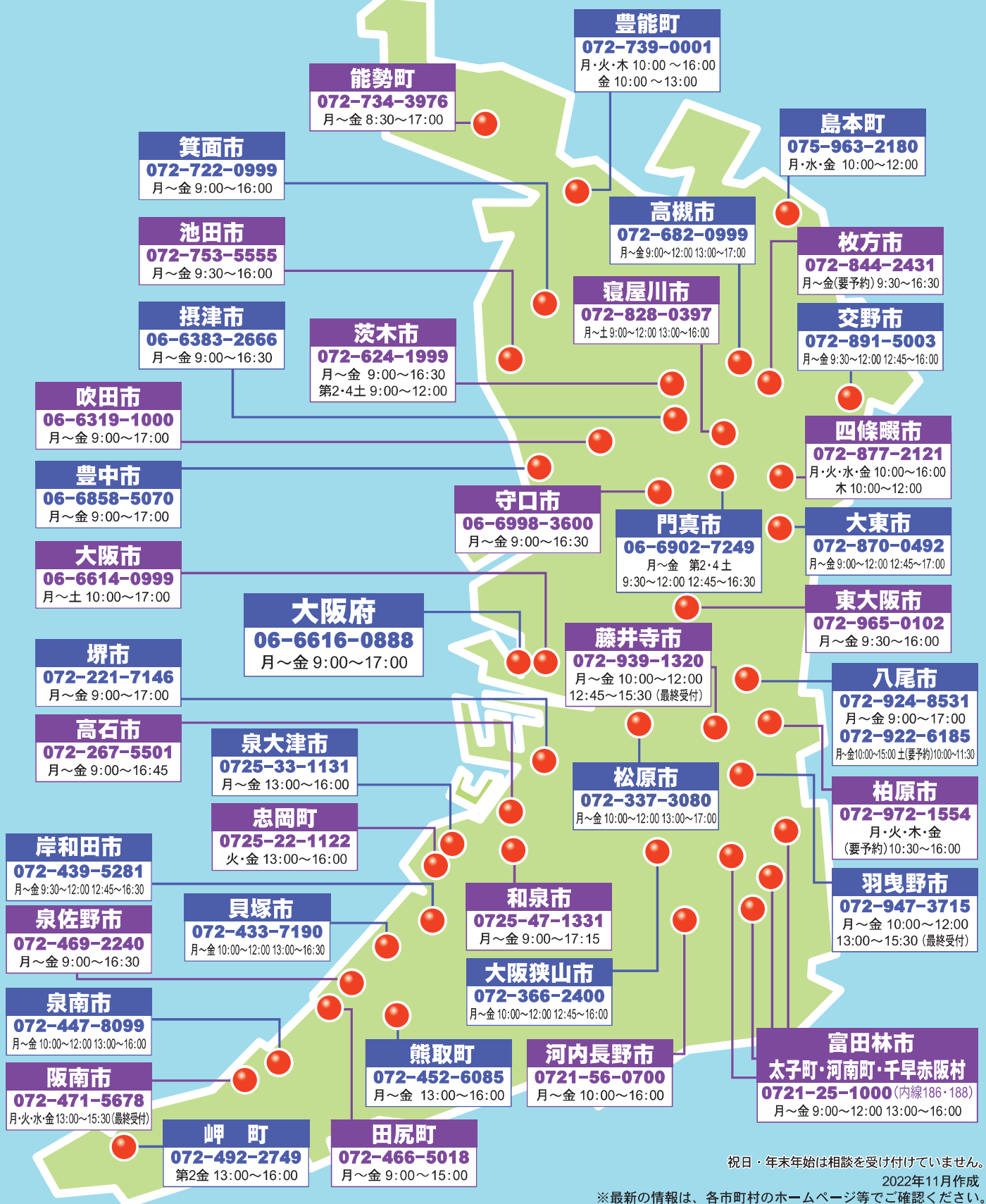
最新情報は
こちらを
チェック!

大阪府消費生活センター公式Twitterでは、消費者トラブルを未然に防ぐための情報やくらしに役立つ情報などを随時発信しています!



詳しくはこちら

消費生活についてのご相談は、お住まいの市町村の消費生活相談窓口へ



祝日・年末年始は相談を受け付けていません。

2022年11月作成

※最新の情報は、各市町村のホームページ等でご確認ください。